

## Contents

- 1 独占禁止法改正による課徴金制度、課徴金減免制度の見直しについて
- 2 2019年にこれまで執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

## 1. 独占禁止法改正による課徴金制度、課徴金減免制度の見直しについて

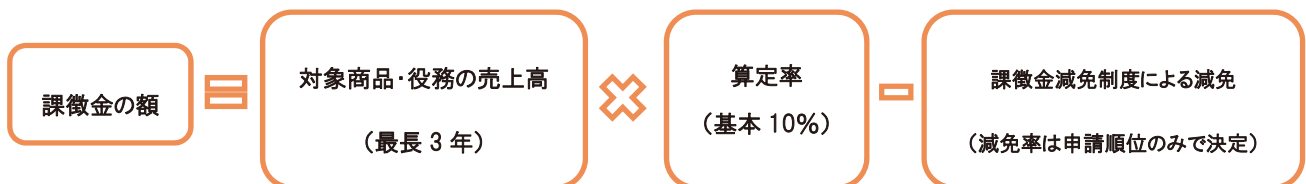
弁護士 臼杵 善治 / 石田 健 / 植村 直輝

### 1 独占禁止法改正の趣旨

平成31年3月12日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(以下、「改正案」という。)が閣議決定された。

本改正の趣旨は、①現行の課徴金制度は、課徴金を画一的に算定・賦課することから、事業者が公正取引委員会(以下、「公取委」という。)の調査に協力するインセンティブが乏しかったため、このインセンティブを高める仕組みを導入して効率的・効果的な真相解明、事件処理を行う領域を拡大するとともに、②複雑化する経済環境に応じた適切な課徴金を課することができるようにすることにある。

現行の課徴金制度の概要は以下の図のとおりであるが、これが改正案により、どのように変更されるか、概要について以下で紹介する。なお、かかる改正案ですが、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日、つまり令和2年(2020年)末までに施行される見込みである。



### 2 課徴金制度(主に不当な取引制限)の見直し

#### (1) 算定基礎の追加

現行の独占禁止法(以下、単に「法」という。)は、違反行為に係る商品又は役務の売上額(又は購入額)のみが課徴金額の算定基礎となる(法7条の2第1項)。

改正案では、違反事業者の直接的な取引によるもの以外の売上額等も捕捉するため、①違反事業者から指示等を受けた一定のグループ企業(完全子会社等)の売上額、②対象商品・役務に密接に関連する業務

(下請受注等)によって生じた売上額、③違反行為に係る商品・役務を供給しないことの見返りとして受けた経済的利得(談合金等)も算定基礎に追加することが予定されている(改正案7条の2第1項1号乃至4号)。

## (2) 算定期間の延長・除斥期間

現行法の課徴金額の算定期間は、違反行為の実行としての事業活動を行った日から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(実行期間)であり、これが3年を超えるときは、違反行為の実行としての事業活動がなくなる日から遡って3年間とされている(法7条の2第1項)。改正案の実行期間は、違反行為の実行としての事業活動を行った日から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間であり、これが10年を超えるときは、違反行為の実行としての事業活動がなくなる日から遡って10年間となる予定である(改正案2条の2第13項)。

また、現行法は、実行期間の終了した日から5年を経過したときは、課徴金の納付を命じることはできない(法7条の2第27項)。改正案では、これを7年に延長する予定である(改正案7条の8第6項)。さらに、違反事業者が課徴金の算定に必要な資料を提出しない期間がある場合、当該事業者やその関係者から入手した合理的な根拠資料に基づき、売上額等を推計することを認めることが予定されている(改正案7条の2第3項)。

## (3) 算定率

### ア 割増算定率の適用範囲の追加

現行法も、主導的な役割を果たしている事業者に対して割増された算定率を課しているが(法7条の2第8項)、改正案では、主導的役割に該当する類型として、公取委の調査を妨害する行為(隠蔽・仮装行為)の要求等を追加する予定である(改正案7条の3第2項3号ハ・ニ)。

次に、現行法も、過去10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者が再度不当な取引制限等について課徴金納付を命じられる場合(繰り返しの違反行為)について、割増された算定率を課している(法7条の2第7項)。改正案では、最初の違反行為に係る課徴金納付命令よりも前に、同時並行する違反行為を取りやめた場合には繰り返しの違反行為から除外されることが予定されている(改正案7条の3第1項1号括弧書き)。他方、調査開始日から過去10年以内に違反事業者の完全子会社が課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、繰り返しの違反行為に該当するとして、割増算定率が適用されることが予定されている(改正案7条の3第1項2号)。

### イ 業種別算定率の廃止

現行法の算定率は、原則10%であるが、違反事業者の事業が小売業の場合は3%、卸売業の場合は2%と、軽減された算定率が適用される(法7条の2第1項括弧書き)。改正案では、これを廃止し、基本算定率(10%)に一本化する方針である(改正案7条の2第1項本文)。

### ウ 中小企業算定率の適用範囲の限定

現行法は、資本金の額又は出資の総額により形式的に中小企業に該当するかを判断して軽減算定率を適用している(法7条の2第5項)。これに対して、改正案では、大企業が属する企業グループ内にある中小企業を適用対象から除外することが予定されている(改正案7条の2第2項括弧書き)。

## (4) 私的独占・不公正な取引方法についての課徴金制度の改正点

以上の改正予定の事項のうち、算定期間の延長及び業種別算定率の廃止等は、私的独占及び不公正な取引方法の課徴金制度についても同様に改正される予定である(改正案7条の9(私的独占)及び20条の2乃至20条の7(不公正な取引方法))。

### 3 課徴金減免制度の見直し(合意制度の創設)

#### (1) 課徴金減免制度の見直しの背景・趣旨

現行法は、減免申請順位により画一的に減算率が決まっていたため、減免申請時に事件の真相の解明に十分な資料等が提出されない、申請後に資料等の出し惜しみをする等の弊害が生じていた。

そこで、減免申請順位のみならず、減免申請者が提出予定の資料の内容等に応じて減算率を決定する制度(合意制度)が導入される予定である。

#### (2) 減免率等の変更点

		現行法	改正案	
調査開始 の前後	申請順位	申請順位に 応じた減免率	申請順位に 応じた減免率	協力度合いに 応じた減算率
前	1位	全額免除	全額免除	+最大 40%
	2位	50%	20%	
	3～5位	30%	10%	
	6位以下		5%	
後	最大3社 (事前・事後最大5社まで)	30%	10%	+最大 20%
	上記以下		5%	

#### ア 申請順位に応じた減免率の変更

減免申請順位1位の申請者が全額免除される点に変更はないが、2位以下の申請順位に応じた減免率は、上記表のとおり変更されることが予定されている(改正案7条の4第1項乃至第3項)。

#### イ 協力度合いに応じた減算率の導入

現行法は、申請順位に応じた減免率しかないが、改正案では、申請後の協力度合いに応じた減算率が導入されることとなっている(改正案7条の5第1項乃至第3項)。

#### ウ 申請者数の上限の撤廃

現行法は、申請者は最大5社に限定されているが(法7条の2第12項及び第13項)、改正案ではこの申請者数の上限は廃止され、全ての違反事業者に減免申請の機会が付与されることとなる(改正案7条の4第2項4号及び第3項2号)。

#### (3) 新課徴金制度(合意制度)の手続の流れ(改正案7条の5)

##### ① 減免申請

↓ 減免申請の希望者は、従来どおり、違反行為に係る一定の資料等とともに、減免申請に係る様式を提出して申請する。

##### ② 協議開始の申出

↓ 公取委は、減免申請者から協議の申出を受けた場合、協議に応ずる(改正案7条の5第1項)。

##### ③ 協議(事業者⇒協力内容の提示、公取委⇒減算率の提示)

↓ 公取委は、協議中の減免申請者に対して、合意後に提出が予定される資料等の概要について説明を求

めることができる(改正案 7 条の 5 第 6 項)。

④ 協議終了(協力内容と減算率を合意)

↓ 公取委は、減免申請者から提出される予定の資料等について、事件の真相の解明に資すると見込まれるか否かの観点から評価し、追加減算率の判断を行った上で、減免申請者と合意する(改正案 7 条の 5 第 1 項)。

⑤ 事実又は資料の提出

↓ 合意成立後、減免申請者は、提出することを合意した資料等を公正取引委員会に提出する。

⑥ 課徴金納付命令

減免申請者が合意した内容を実施した場合、公正取引委員会は合意した減算率を適用する(改正案 7 条の 5 第 3 項)。

## 2. 2019 年にこれまで執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2019 年にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Private antitrust litigation in Japan: overview (論文)  
2019 年 4 月 (著: [山田 篤](#))  
原文(英語)は、以下の[リンク](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR Insight – The Asia-Pacific Antitrust Review 2019 (Japan Chapter)  
2019 年 4 月(著: [石田 英遠](#), [山田 篤](#), [鈴木 剛志](#))  
Cartels に関する記事の原文(英語)は、以下の[リンク](#)から閲覧可能です。  
また、Merger Control に関する、記事の原文(英語)は、以下の[リンク](#)から閲覧可能です。
- ◆ International Licensing and Technology Transfer Japan Chapter 6, Competition Law (論文)  
2019 年 3 月 (著: [鈴木 剛志](#), [バシリ ムシス](#))  
International Licensing and Technology Transfer
- ◆ 【実務解説】事業者視点で考える確約手続のメリット・デメリット (論文)  
2019 年 1 月 (著: [臼杵 善治](#), [植村 直輝](#)) Business Law Journal (No.132)
- ◆ 独占禁止法に基づく排除措置命令等の執行停止の申立て東京地裁・高裁決定 一平成 30 年 7 月 11 日  
東京地決、平成 30 年 7 月 17 日東京高決一 (論文)  
2019 年 1 月 (著: [植村 直輝](#)) 公正取引 No.819
- ◆ 標準規格必須特許に係る独占禁止法上の問題 (論文)  
2019 年 1 月 (著: [石田 健](#)) 月刊パテント

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 臼杵 善治([yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com))  
弁護士 石田 健([takeshi.ishida@amt-law.com](mailto:takeshi.ishida@amt-law.com))  
弁護士 植村 直輝([naoki.uemura@amt-law.com](mailto:naoki.uemura@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

## ■ Key Members



**石田 英遠**

パートナー

[hideto.ishida@amt-law.com](mailto:hideto.ishida@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1019

Fax : 03-6775-2019



**江崎 滋恒**

パートナー

[shigeyoshi.ezaki@amt-law.com](mailto:shigeyoshi.ezaki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1040

Fax : 03-6775-2040



**中野 雄介**

パートナー

[yusuke.nakano@amt-law.com](mailto:yusuke.nakano@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1049

Fax : 03-6775-2049



**山田 篤**

パートナー

[atsushi.yamada@amt-law.com](mailto:atsushi.yamada@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1134

Fax : 03-6775-2134



**原 悦子**

パートナー

[etsuko.hara@amt-law.com](mailto:etsuko.hara@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1088

Fax : 03-6775-2088



**鈴木 剛志**

パートナー

[takeshi.suzuki@amt-law.com](mailto:takeshi.suzuki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1288

Fax : 03-6775-2288



**臼杵 善治**

パートナー

[yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1168

Fax : 03-6775-2168



**矢上 浄子**

パートナー

[kiyoko.yagami@amt-law.com](mailto:kiyoko.yagami@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1185

Fax : 03-6775-2185



**バシリ ムシス**

外国法事務弁護士

[vassili.moussis@amt-law.com](mailto:vassili.moussis@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1393

Fax : 03-6775-2393



**石田 健**

スペシャル・カウンセラー

[takeshi.ishida@amt-law.com](mailto:takeshi.ishida@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1485

Fax : 03-6775-2485

**ANDERSON  
MŌRI &  
TOMOTSUNE**

**アンダーソン・毛利・友常 法律事務所**

〒100-8136 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

TEL:03-6775-1000

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)